

○議長（中本正人君）順番11、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目に、乳がんグローブの活用についてということでございます。

国立がんセンターは、今年新たにがんと診断される人は101万人になるという予測を発表されました。昨年の予測から2万8,000人増え、初めて100万人を突破するらしいです。予測によると、今年新たにがんと診断されるのは、男性で最も多いのは前立腺がんとなっていて、女性では乳がんとなっています。

生涯に乳がんを患う女性は12人に1人といわれています。また、乳がんで亡くなる女性は年々増加しており、2013年に1万3,000人を超え、1980年と比べて3倍にもなっています。特に乳がんについては若いときから関心を持つことが大切です。月に1回は自分の胸に触ってみて知っておくことで、ちょっとした変化に気づくことができるようになります。40代を超えたら2年に一度健診を受けることが、国の指針となっています。

埼玉県朝霞市では7月から乳がんの早期発見に役立つ自己検診用グローブの配布がされているのを知りました。これを手にはめると、指先の感覚がより敏感になり、素手ではわかりにくく小さなしこりをも見つけやすいそうです。子どもの3歳児健診や健康祭りなどで同グローブを配布し、乳がん早期発見のチャンスをつくっておられます。乳がんの早期発見には、定期検診に加えて日頃から自分で行う自己検診が重要であるというその点を踏まえ

て、質問をお伺いさせていただきます。

①最近の乳がん検診の検診受診率ですが、年齢別でお教えてください。

二つ目に、今後の検診目標についてお教えてください。

三つ目、日頃から自分で行う自己チェックがまずは一番大切かと思っています。検診グローブというのがほかの自治体で活用されていますが、ご見解をお願いします。

2番目に選挙の対応についてお伺いいたします。

2016夏の参院選から、選挙年齢の18歳への引き下げ、駅や商業施設での投票所、共通投票所を設置できること、期日前投票は前後2時間延長可能、投票所に18歳未満の児童生徒の同伴可能と、公職選挙法が改正されました。特に注目の18歳、19歳の投票率はどうだったのか気になるところです。9月1日の和歌山県の投票率が発表されたところによりますと、18歳、19歳は41%で、県全体での投票率は55.29%であったそうです。

そこで、何点かお伺いいたします。

①18歳、19歳の橋本市の投票率はどうでしたか。

②7月4日、紀の川高校、7月の5日に紀北農芸高校、7月の6日に笠田高校で10時から13時まで期日前投票が行われました。橋本の高校ではなかったのでしょうか。

③投票所入場券の男女の性別表記について、今回から和歌山市と岩出市が削除されました。田辺市では、以前から性別欄がないということです。和歌山市では、性同一性障害の人たちのために精神的な負担をかけてしまう、以前から好ましくないのではないかという議論

をしていたということでした。橋本市は今後どのように検討されますか。

④番目に、高齢者の方が投票所に行ってきたけれども、名前を忘れてしまって白票で出したとお聞きしました。これはよく耳にします。投票所には候補者名も書かれているのと思いますが、緊張をしてしまって、頭が飛んでしまうようです。個人があらかじめ投票しようとしている人の名前を書いたメモや法定ビラを投票所に持ち込み、それを見て投票することは橋本市で可能ですか。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の質問項目1、乳がんグローブの活用に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）乳がんグローブの活用について、一点目の最近の乳がん検診の年齢別受診率についてお答えします。

乳がん検診の対象者は40歳以上の女性で、受診間隔は2年に1回の受診となっています。

最新の年代別の受診率は、平成26年度において、40歳から49歳は89.7%、50歳から59歳は63.2%、60歳から69歳は36.8%、70歳以上は10.6%となっています。

二点目の今後の検診目標については、4番議員の一般質問にお答えしたところですが、厚生労働省はがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るとした、がん対策推進基本計画を策定しており、その中で乳がん検診の受診率は5年以内に50%を達成するとしています。そのため、本市の健康増進計画も同様の目標値を設定しています。

本市の最新データである平成26年度の乳がん検診の受診率は、54.9%であり、目標は達成していると考えています。

現在、乳がん検診の取り組みとして、がんの早期発見早期治療のため、乳がん検診の対象となる方への受診券の送付、橋本市に住民登録があり当該年度4月20日時点で40歳に到達する方への無料クーポン券送付、市報はしもと、市ホームページ、回覧板などでの検診の受診勧奨、公共機関やスーパーマーケットにある女性トイレへのポスターの添付等を実施しています。

また、伊都医師会の協力を得て、小学校でのがん教育を実施しています。今後も各機会を利用し、啓発、広報活動に努めてまいります。

三点目の早期発見につながる検診グローブの活用についてですが、平成27年度において、厚生労働省が乳がん検診の指針を決定する際、がん検診のあり方に関する検討会において、視診及び触診は患者自身の自己触診を含め、臨床の場で視触診が乳がん発見の契機となることは少なくないが、乳がんの早期発見という観点からは、しこりを発見する視触診は最適な検査方法であるとは言いがたい。また、視触診については、マンモグラフィーによる検診体制の整備状況を踏まえると必要性は薄れているとの報告があり、国の指針は、検診においては視触診は推奨しないという方針となっています。

また、和歌山県乳がん検診実施要領においても、視触診については、死亡率減少効果が十分ではなく、精度管理の問題もあることから、視触診による検診は行わないこととしています。

現在、2年に1度の乳がん検診項目として視触診は実施していませんが、乳がん検診の場、市が主催する親子サークルや健康教室、公共施設などの女性トイレへのポスター掲示などで、自己触診の手技について説明に努めているところです。また、検診申し込み時な

どにおいて、違和感があるなどの相談があった場合は、医療機関への早期の受診を勧めています。乳がんの早期発見に乳がんグローブを活用することについては、国、県の動向を見極めながら研究してまいります。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）福祉部長、細かくご答弁していただきましてありがとうございます。

なぜ今回この質問をさせていただいたかと言いますと、私ごとでございますけど、昨年6月議会が終わってやれやれと思って帰ったときに、自分の胸にしこりがあることを見つけました。びっくりしまして、慌てて検診に行きましたらがんだということで診断をされまして、あれよあれよと言う合間に、先生の言われる通りに、リンパへの転移の日帰り手術やら、そして本手術やら、また術後のホルモン治療へと進み、ちょうど約1年を過ぎました。

乳がんは5年治療していかなければならないということで、卒業は10年やというふうに言われました。12人は1人は乳がんになるよと頭ではわかっているんですけど、その12人のうちの私は11人の中に入るんやというふうに思っておって、怠慢なところがあったかと思うんですけども、早期発見で治療が進めさせていただいております。

昨日、男性議員から、もう乳がん対策について質問していただきましたので、ダブっている部分がたくさんあるんです。1番のがんとしては、女性は乳がんで、男性は前立腺がんが1番よくなられるということでしたけど、男性議員から乳がんについて質問させていただいて、橋本って、ほんまにええとこやんって、女性にやさしいまちやんということを実感させていただきまして、どうか橋本市にもっと

たくさん住んでいただきたいなという思いでいっぱいです。

受診率につきましては、橋本市はもう健康課通じて、しっかりと頑張っていたので、国の指針であります50%をはるかに超えて、54.9%ということで、本当に頑張っていたという証拠だと思うんですけども、これでよしというふうに思わずに、またさらに検診に頑張ってもらえるように、今後、何かまた新たに考えていただけることなどがあれば紹介していただきたいと思うんですけども。

昨日、男性議員の質問の中で、昔、里帰り出産について質問をさせていただいたときに、里帰り出産をしたときに、その14回の受診券が超えると使えないという方から相談があったときに、そしたらそれを超えても使えるようにしてもらえませんかというお願いがあったときに、質問させていただいたときに、橋本市はそれをほかの市でも使えるように、ほかのところの受診機関と連携をとってやっていきますといういいご返事をいただいたことがあるんです。まあいうたら、それと同じパターンかなというふうに思うんです。橋本市が窓口となっていただいて、行きたいと言われる医療機関、乳がん検診の医療機関へお声をかけていただければ、そこと交渉をしていただいて、その医療機関がいいよって言っていただければ、その検診の券が使えるのではないかというふうに思うんですけども、その点、再度ちょっとご見解をお願いしたいと思います。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、おただしの件でございますけれども、4番議員のご質問にもお答えしましたとおりでございまして、基本的には、この医療圏域の中で検診事業を実施していくという基本的な考えがございま

す。そういうことから、この医療圏域の受診機会の拡大方向について、関係医療機関と協議を進めていく、あるいはこの圏域の中の集団検診の回数を増やすことも検討していくというふうな考えでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）集団検診を増加していただくのはありがたいことだと思います。20代、30代の女性の方が、なかなか集団検診へは行けませんので、だから、個別の医療機関へ行かれる方が多いかと思うんです。でも、20代、30代の方は検診券は出ていませんね。はい、わかりました。

そしたら、検診車による検診を増やしていただけるということでありがたいことなんですけれども、普通は検診車で検診を受ける場合に、まずは視触診医ということがなくなると、これはいつからなくなっていますでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）検診における視触診がなくなりましたのは、平成28年度より、視触診の実施を推奨しないというふうなことが示されて、平成28年度からなくなったということでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）28年度からですね。はい、わかりました。私が受けに行ったときはあったんです。そしたら、視触診がなくなると、その分の時間が短縮されますよね。その前に模型を触って、しこりがあるかないかを自分で触ってみるということを見せてくれるんです。それはありますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）それが壇上から答弁いたしました中で、この乳がん検診の場で視触診は実施しておりませんが、今、議員おっしゃられる自己触診の仕方、手技に

ついて説明を行っておるということでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）説明は、口頭で説明ですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実際、どういう手法でというふうな資料はちょっと手元にはございませんけれども、自己触診のやり方について説明を行っておるということでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）すいません、細かく聞いて。実際に1人ずつ順番に触らしていただける。こういうふうにしてしこりを見つけるんなどいうふうなことを、検診に行った方が、1人ずつ1人ずつ順番に検診を待っている間に触って、こういうふうにして自己チェックをするんやなどということが何となくわかるんですよ。ちょっとしこりは、あっちこっちにつけてあるんで。それは結構役に立つなど私自身は思ったんです。それもなくなってしまったのかなというふうに思ったんですけど。

視触診というのは、お医者さんがあまりメリットがないということでマンモグラフィーへということになりますので、かなりの時間の短縮がされるかと思えます。その間、かなり待たないといけませんのでね。その分、そしたら、検診車で毎回、申し込みをされる女性の人数が増やせると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしの、そういう時間短縮をもって単位時間当たりの受診者が増やせる、これは確かにそうだと思います。ただ、そこに来ていただける方、受診に来ていただける方を増やすというのが基本的にポイントであろうかなと考えます。

それから、先ほど来、ご質問をいただいています自己触診の方法については、どの現場でもそういうふうなやり方をしておるといのは実は確認しておりませんが、例えば、いわゆるパンフレット、あるいは公共の施設、スーパーマーケットなどでのトイレへの掲示、そこらあたりに乳がんのセルフチェック、自己触診の仕方等をご案内しているとか、紹介している部分がございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。それでは、3番の検診グローブというのに入らしていただきたいんですけど、これ、ネットで、私、買ったんですけど、こういう手にはめるグローブなんです。これをはめて自己検診、自分がこれをはめて触ってみると、素手で触るよりかは髪の毛1本でも、ちょっとした触り具合、変化がわかるということらしいんです。

それを取り入れておられるところがあったので、そういうのも特に20代、30代の方はなかなか検診に行かれないので、検診にまず行く前の自分自身の自己チェックというのが、これが一番大事じゃないかと思うんです。早期発見、早期に見つけるということが一番大事なことやと思うんで、どうかなというふうに思ったんですけど、これ、1枚取り寄せましたら、1枚500円もかかったんです。これは高いなと思ってね。結構、これ使い捨てなんです。

何でここの市が、こんな500円も高くつくのにこれを取り入れたのかなと思って、その市にお尋ねしました。そしたら、埼玉県なんですけど、さいたま市にこれをつくっている会社があるそうです。だから、500円で売ってるんですけど、もし言っていたら200円で手に入れることができるそうです。それで、橋本市さんがやってくれるとなれば、橋

本市という名前も入れてくれるそうなんです。

だから、朝霞市ができたのは、そこにそういう会社もあったからなんですね。その辺の地域の、まあいうたら、市がこういうことを進めて、ちょっとしたお金をかけて早期発見につながれるようにということで使われているそうなんです。橋本市の企業誘致にそういう会社があれば、市長はすぐ喜んでやろうと言っていたかかわりませんが、例えば、これ200円で買えるとしたら、100枚買っていただいたら2万円ですね。100枚買っていただいても、2万円でもいいんです。

これ、例えば、ほんまに小さいお子さまが生まれたときに、二、三歳児の健診とかにちょっとこういうのを使っていただいて、自己チェックをしっかりとやってくださいという一つの道具として、まずは100枚ぐらい買ってみようかというのはいかがなものでしょうかということで、すいません、再度お伺いいたします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）いろいろご提案、ありがとうございます。ただ、自己触診、先ほど来、ご質問いただいている中でも、乳がん検診、早期発見早期治療、非常に重要でございます。そういうことから、検診は40歳以上、2年に1回に加えて、月に1回自分で管理、ちゃんと気をつけていくというのは非常に重要であるというふうに推奨されてございます。

ただ、私ども、実は勉強不足だと思うんですけど、今お勧めいただいている乳がんグローブの有効性等々について、まあ例えば、公式なデータというのをまだちょっと入手には至っておりません。そういうようなことから、答弁の中で国、県の動向を見極めながらちょっと勉強させてくださいというふうにお答えをしておりますので、直ちにここでどう

というお返事はできませんけれども、今後、勉強させていただきたい、研究していきたいと思えます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）すいません、ご研究いただきたいと思えます。橋本市がつくっていただいている自己検診、自己チェックをしましょうというこういうのがあるんですけど、あれを女性のトイレのところの裏に張っていただいております。男性のトイレにはないと思えますんですけど、女性のトイレには張ってあります。それを見ると、思い出すんです、せなあかんって。それを、今、A3判で多分張られていると思えます。もう少し小さくしていただいて、ラミネートをかけていただいているんですけど、ラミネートをかけていただいて、特になかなか検診に行けそうもない若い世代の方々のご自宅のトイレに張っていただけるように、何枚かつくっていただいて、自己チェックをしっかりとやってくださいよということやっていただけるのは、それはあまりお金もかからないかと思えますんですけど、そういったことについてもしやっていただければありがたいと思えますんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、おただしの若い世代の皆さまに対して、こういう自己触診の手技、仕方というんですか、については啓発広報に努めたいと思えます。まず、ホームページや、若い世代でございましたら、フェイスブックなどのSNSを利用して広報するでありますとか、今ご提案いただきましたトイレに掲示しているポスター、この図案をちらしのような形にしてご家庭に配布して、ご利用いただけるようにしてまいりたいというふうに計画しております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）以上で終わります。

○議長（中本正人君）この際、9番 楠本君の質問項目2、選挙の対応に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

9番 楠本君の質問項目2、選挙の対応に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（高田候男君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）次に、選挙の対応についてのご質問にお答えします。

まず、一点目の18歳、19歳の投票率についてですが、平成27年6月の公職選挙法の改正により、本市においては、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から初めて18歳、19歳の方が投票できることとなりました。そして、この参議院議員選挙では、18歳の有権者数が675人に対して投票者数が387人、投票率にして57.33%、19歳の有権者数が655人に対して投票者数が299人、投票率にして45.65%になっています。

次に、二点目の橋本市の高校における期日前投票について、お答えします。

高校に期日前投票所を設置することは、選挙権を持つ生徒だけでなく、その高校の全生徒の政治意識や選挙についての関心を高め、社会参画への意識向上につながることはもちろん、一般の方も投票できることから、投票の機会の拡大に資するものと考えております。

しかし、本市においては、高校を含め、期日前投票所を増設することは、二重投票防止のための専用ネットワークの構築、人材確保、

投票の適正管理などの条件を勘案し、先の参議院議員通常選挙においては実施するに至りませんでした。

次に、三点目の投票所入場券の男女の性別表記の取り扱いについてお答えします。選挙の際の投票所入場券は、公職選挙法施行令に規定され、選挙人にあらかじめ交付することにより、選挙の日時、投票場所を案内し、かつ投票所において本人であることの確認の手段として発行しているものです。また、投票所入場券への男女の記載につきましては、法令等に特別の定めはありませんが、本市においては、本人確認や性別による投票の状況を把握し、そして、その状況を県へ報告するなど、事務の処理上、欠かすことができないことから、これまでのところ記載してまいりました。

しかしながら、議員おただしのとおり、性同一性障がいを抱える方々への配慮の観点から、近年、和歌山県下の一部の市において、男女の性別表記を削除していることから、本市におきましてもこれを削除し、投票状況の把握が行えるような他の方法を調査研究した上で、次期選挙予定である市長選挙を目標に削除の方向で取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、四点目のメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することについてお答えします。

公職選挙法上、投票所に自らのためのメモや法定ビラを持ち込むことに対しましては、特段の規制はございません。しかしながら、その持ち込み方や使い方によっては、他の選挙人への影響など、投票所の秩序保持に問題があることもあり、公職選挙法の趣旨に抵触する場合も考えられます。また、自らの意思でない場合については、投票干渉となる場合もございますので、これらの取り扱いについ

ては慎重な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。1番目の18歳選挙が今回から始まりまして、一番、また注目をするところでございます。全国的にいいましたら、東京、神奈川が18歳の選挙投票率はトップらしいですけども、和歌山県下の投票率と比較をいたしまして、橋本市の投票率は、18歳が57.33%ということで、これは高いのかな、低いのかなって、いろいろ考え方もあるかと思えます。高いといえは和歌山県より高いしなって。でも、初めての選挙で、10人おられて、10人の高校生がおられたら、約6人しか行って、4人は投票をしてない、初めての選挙やのにせえへんかったということにもなります。

そこで、これまでの初めての18歳選挙ということで、主権者教育やとか、また選管の初めてのお取り組みとしての啓発活動もあったかと思う成果ではないかと思うんですけども、それも含めて、今後、また次の選挙もございまして、今後を含めても、こういった取り組みを進められていくのか、お伺いさせていただきます。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）選挙権年齢が18歳に引き下げられたことによりまして、これに伴う選挙管理委員会がこれまで行ってきました啓発活動の取り組み事例をお答えします。

当委員会では、和歌山県選挙管理委員会と連携しながら、市内四つの高校におきまして選挙の話や模擬投票を行う出前講座の実施や、独自に作成しました選挙権年齢が18歳からと

書かれたのぼりなんですけども、きょうは用意しております。こういうのぼりでございますが、これを作成いたしましたして、各高校の校門や校舎の入り口に掲示していただきました。また、こののぼりを市の公共施設や市内各地の鉄道駅、スーパー、コンビニエンスストア等で選挙の期日が過ぎるまで掲示していただきました。

そして、これも独自に作成したわけなんですけども、選挙啓発用動画というものをつくりまして、これに18歳選挙権に関するコメントを入れまして、市のホームページやYouTubeにもアップしました。これで多くの方に閲覧をいただいたと思っております。

このほかにも、市のホームページや市の広報紙への記事の記載、投票所入場券の封筒にも印字を行ったり、新聞折り込みの各投票所の一覧表、一覧紙への印字も行ったと、そういうことで選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴う啓発の取り組みを種々行ってきたところでございます。

そして、今後の活動予定でございますが、これまでの活動に加えまして、当委員会内部での検討や今回の選挙におきまして、本市より投票率の高かった他の市町村に対していろいろな照会を行いまして、投票率アップのための方策を検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思うんですけど、2番になるんですが、かつらぎ町で3校の高校が期日前投票をされたことを、私は新聞で知りました。これで調べましたところ、全国では8県、高校としては12校の高校が今回期日前投票をされたらしいです。その中で、和歌山県下においては、かつらぎ町の3校が

されたということでございます。

私は前から高野口に住んでおりますので、いつも期日前投票所をつくってほしいよというようなお声がずっとありましたので、それなら、かつらぎ町はやってくれはったんやったら橋本市もできたんと違うんかなということで、橋本市の高野口にあります伊都高校なんかで期日前投票をやっていただけたら、市民の方も喜んでいただけたのではないかなというふうに思いました。

かつらぎ町で3校がされたんですけれども、これは要するに、環境的に二重投票が全てクリアできたからやれたのかどうか、そうじゃなくて、いろんな形で、皆さん、高校生が苦勞をしながら、1日のうちの何時間かですけれどももされているというのは、どのようにしてできたのかなというふうなことをちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）今、おただしのかつらぎ町が三つの高校でされた経緯ということですよ。ちょっと前に、先日からちょっと確認もさせていただいたんですけれども、確認したところ、かつらぎ町の28年の3月議会でそういう一般質問があったということで、今後、検討するよというお話をされたということでした。それで、検討して、今回、実施に至ったということをお伺いしております。

あと、二重投票を防ぐ環境はあったのかというご質問ですか。これもちょっと確認したんですけれども、二重投票防止のための環境と申し上げたら、まず期日前投票所でございますので、そこの高校に期日前に投票しに来られた方が既に投票されてあるんかかどうかという確認をしなければなりませんので、例えば、同日に、先にどこかというか、ほかの期日前

投票所として、その後その足で、例えば、高校で投票に来られたということになりましたら、そこでやったかどうかを確認する必要があります。

そうしたときに、一般で考えたら、普通に考えたら、その投票システムを導入しまして、両方の期日前投票所でシステムを導入しまして、ほかで投票してあれば、こちらでも投票済みやなというのがわかりますので、その辺ができるんですけども、今回、かつらぎ町がされたというのは、そういうシステムを入れなくて電話で確認したということを知っています。

以上です。

○議長（中本正人君） 9番 楠本君。

○9番（楠本知子君） いつも期日前投票のチェックは、やっぱり二重投票のチェックがきちっとできないというところがネックになっております。かつらぎ町では、二重投票のシステムができたわけではなく、電話等の確認でされたということですね。そしたら、橋本市の伊都高校でも、しようと思えばできたかと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中本正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君） ご質問をいただきました。橋本市でも電話での確認を行って、二重投票の防止ができないかというご質問やと思います。ですよね。二重投票防止といいますのは、名簿の照会をしなければなりません。それで、今回、かつらぎ町で電話でやりとりされたということなんですけども、システムを入れたらその場ですぐに判明できるんですけども、どうしても電話で行いますと、電話をかける、で、相手が出る。相手というのは職員ですけども、職員が出て、どこどこの投票所の誰れさんが投票

されましたかというようなやりとりになると思うんですけども、そうしたときに、受け手側、役所側で名簿を開いて、その方を探して、したかどうかをチェックして、それで、お答えするというので、結構な時間、結構というか、5分もかからんと思うんですけども、時間はかかるようになりますね。そしたら、選挙人の方に、ちょっと待ってねというようなことで時間を要するということにもなります。

ただ、これは、選挙に来られる方、高校に来られる方が少なければ、少しの時間で済むわけなんですけども、大勢の方がその高校への期日前投票に来られるとなりましたら、結構な時間も待っていただかんならん、その当選挙人の方にご不便をおかけせんなんということもあったり、電話でのやりとりでございますので、受け手側が聞き間違いとか、受けた内容を、またシステムに入力するわけですから、通常やったらバーコードでぴっとはねて入力できるんですけども、電話で聞いた内容を、今度、機械に個々に入力していくということになりますので、その時間ももちろんなんですけども、入力間違い、聞き間違いによるミスも考えられるのではないかと考えております。

それと、また、どこどこの誰々さんということになりましたら、そのことを声で、電話でやりとりしますので、多くの方に誰れさんという個人情報的な問題も考えられるのではないかなど、そのようなことも考えられます。だから、電話でのやりとりではなくて、本市では、期日前投票システムが必須であると、そのように思っております。

以上です。

○議長（中本正人君） 9番 楠本君。

○9番（楠本知子君） すいません、何回も。そしたら、伊都高校では一応考えて、やっぱ

りぎょうさん来てもうたら大変やと、確認もできひんからということを考えていただいたんですね。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）今回、伊都中央高校で期日前投票を設置しなかったというその理由でございますが、先ほどから申し上げていますように、期日前投票システムというのが今回初めて入れたんです。今までは、全部名簿でチェックをしておりました。しかし、今までなかったシステムを今回初めて導入いたしました。それで、その結果、入れて初めてわかったんですけども、やっぱり何か起こるんですよ。ですから、選管の職員がすぐに駆けつけられる状況でないとだめだなというのも、初めてわかりました。

大したことは起こらるので、行ってすぐに対応できたんですけども、今回初めて入れたばかりなので、そしたら、次、もうそういうことしか起こらんのかと言われてたら、今のところわかりません。次、何が起こるんか、どんなときに起こるんかというのもわかりませんので、しばらくは今の期日前投票所、本庁期日前投票所ですよね、本庁舎にある投票所のみで運用していきたい、様子を見たい、そのように思っております。

以上です。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）何かかみ合っていないんで、すいません。今後、高校における期日前投票所をお考えいただけるのか。衆議院の解散もいつかわかりませんが、確実にあるのは市長選挙がございます。そのあたりでも、期日前投票所を橋本市でも考えていただけるかどうか。

この8県12高校の中では、高校生の方がボランティアで世話役をされて、投票箱の前に

立って確認をし、そして、二重投票の防止のために、先ほど言われたように、電話で連絡をとりながら、しながら、二重投票のシステムができていないわけじゃないんです。できていなくても、高校生たちで電話でそれをやりながらやったというところがございます。そういったところも工夫して、やっぱり高校生が18歳選挙に携わるという主権者教育の一つとしてされたのではないかと思うんですけど、これを今後、橋本市では考えていただけるかどうか、もうそういうことはしないで、むしろ大きな商業施設の近辺に共通投票所をつくるか、そういうことを考えていらっしゃるのかも含めて、お答えいただけますか。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）申しわけございません、かみ合っておりませんでした。すいません。まず、高校への期日前投票所の設置につきましては、先にご答弁申し上げましたとおり、非常に有意義であると、そのようには考えております。しかしながら、高校を含め、新たなそういう期日前投票所を設置するとなりますと、先ほどから申し上げていますように、そういうシステムが必要だと本市は考えておりますので、そのシステムを利用するために、その施設とオンラインで結ぶ必要があります。

また、そのシステムを使うパソコンの調達も必要となります。そのほか、セキュリティの確保に関する経費や投票管理者、立会人、その他職員の人件費等のお金に関する問題、そして、職員の人員体制確保の問題等がございますので、財政状況の厳しい現時点におきましては、期日前投票所の新たな設置についてはこれまでのご答弁のとおり、現時点では考えておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）すいません、次、行きます。③番目の投票所入場券の男女の性別表記につきましては、市長選挙を控えて男女の性別表記をなくすというふうにご答弁いただきましたので、私もそのほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、④ですけれども、高齢者の方で、そういうこともメモを持って入っていいということでございますので、それは常識的にされる範囲内において、それは可能であるということでございます。これからますます高齢化になってきて、せつかく選挙に行ったのに、行った投票所で、もう情けないよ、名前が思い出されへんで帰ってきたというようなお声を聞きます。これから、だんだんそういう方も増えてくるのではないかと思ひます。目の前に書いてあるんですけど、それが見えないんですね。そういうお声をお聞きしましたので、お聞かせいただきました。可能であるということでございますので、また市民の方の問い合わせがあれば、そういうふうに言わせていただきたいと思ひます。

もう一つ、障がい者の方で書けない人が、ご家族にあらかじめおうちでメモを用意して、代理で書いてもらっておきます。そして、それを持って投票所に行って、係の人にそれを渡して投票したいという意思表示をした場合は、そういう場合は、1票として見ていただけるのかどうか、その点についてお伺ひいたします。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）メモをご自宅で用意されて、投票所に行って代理でお願いしたいと、そういうことでございますね。投票につきましては、選挙人本人が投票所に行きまして、自らの意思で投票する

ことが原則となっております。ですから、意思表示が困難である場合には、投票はできません。また、選挙人が候補者の氏名を書いたメモ等を持参したときは、選挙人の投票を補助する投票所の係員は、黙ってそのメモにある氏名を書くようなことはせず、選挙人に確かめて書くこととされております。このことから、その方が持参されたメモであれば、補助者は本人に意思確認を行った上で、代筆による代理投票ができると考えますが、具体的な事例につきましては、その状況に応じて個別に判断することとなりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁では、そういう障がい者の方とご家族との同伴の中でのやりとりの中で常識的に考えて、その方の思いが伝わるのであれば問題はないというふうな答弁であったと思うんですが、それも1票として見ていただけるというふうにとらさせていただいたんですけど、それでよろしいですか。

○議長（中本正人君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高田候男君）そのメモが持ってこられましたら、先ほどちょっと言わしてもうたんですけども、そのまま書くのではなくて、投票所の職員が、補助者が、代筆する方が、この方に投票されるんですよねと、そういうふうな意思確認を行います。ですから、それで意思確認ができない場合は、できません。でも、意思確認ができれば、その方がこの人に投票するという意思表示をされたということで、それはそれで代筆させていただこうかなと、そのように思っておりますが、どんな状況になるか、個々いろんなケースが出ると思ひますので、そのときにまた判断、細かいというんかな、いろんな状況によっては判断が必要になるケースもご

ざいます。

以上です。

○9番（楠本知子君）ありがとうございました。
以上で終わります。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の一般質問は終わりました。